



## 国民健康保険に関するお知らせ 今年度から国保税の税率が改正されます！

問 町民税務課 課税係 ☎77・3915

医療の高度化や被保険者の高齢化に対応するため、千葉県から示された標準保険料率を参考に、国民健康保険税の税率を左記(表)のとおり改正しました。

平成30年度から国民健康保険制度が広域化され、千葉県が財政運営の主体となり、県内市町村と共同運営していくことになりました。これに伴い加入者皆さまのご理解をお願いします。

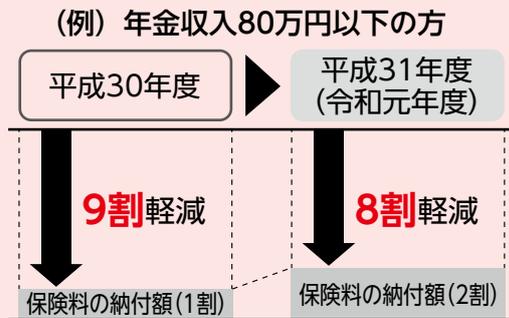
		改正前	改正後	差
医療分	所得割	7.70%	7.10%	▲0.60%
	均等割	30,000円	19,800円	▲10,200円
	平等割	30,000円	20,300円	▲9,700円
	課税限度額	58万円	61万円	3万円
支援金分	所得割	1.70%	2.80%	1.10%
	均等割	10,000円	11,900円	1,900円
	課税限度額	19万円	19万円	据え置き
介護分	所得割	1.70%	2.60%	0.90%
	均等割	13,000円	11,100円	▲1,900円
	課税限度額	16万円	16万円	据え置き

## 高齢者医療保険料などの見直しについて

### 後期高齢者医療保険料

保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度8割軽減に変更となります。

※年金からの引き落としで納めている場合は、引き落とし額への影響は10月からとなります。



### 介護保険料

所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。※介護保険料軽減は、同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。

### 年金生活者支援給付金

所得の低い年金受給者の方へは、今年の10月から年金生活者支援給付金(基準月額5,000円)の制度が始まります。

・老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。

※金額は保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10・11月分を12月(年金の支払日と同日)に振込みます。

### 問合せ

後期高齢者医療制度について

町民税務課国保年金係

☎77・3912

介護保険について

福祉保健課介護保険係

☎77・3925

年金生活者支援給付金について

ねんきんダイヤル  
☎0570-051165



児童手当の支給

現況届の提出が必要です

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

児童手当は中学校修了前までの子どもを養育する父母などに手当を支給する制度です。令和元年6月分以降の児童手当の支給を受けるには、現況届の提出が必要です。

児童手当について、出生・転入などにより当町で新たに支給開始となる場合や、支給額が増額になる場合には必ず受給者からの申請が必要です（申請の翌月分からの適用となり、原則として遡って支給を受けることはできません）。

また、現在受給中の方も令和元年6月分以降の児童手当の支給を受けるには、現況届の提出が必要です。

■児童手当の現況届とは

毎年6月1日における受給者（子どもの父・母）および児童の状況を把握し、6月以降も引き続き受給資格があるかどうかを調査するものです。

■手続き

対象の方には、5月下旬に関係書類を送付しました。

6月1～30日までの間に関係書類を提出する必要がありますので、お早めの手続きをお願いします。

いたします。

■提出書類

○全員が提出するもの

・現況届

○芝山町国民健康保険以外の方

・受給者（振込口座の名義人となっている方）の健康保険証の写し

○現況届提出時に支給対象児童と別居している方

・別居監護申立書

■注意事項

・現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなります。

・平成30年分の所得税確定申告・市町村住民税申告がお済みでない方は、所得の審査をすることができません。該当する方は至急手続きをお願いします。

■申請窓口

福祉保健課子育て支援係

■支給月 6月・10月・2月

■所得制限額

扶養親族などの数	所得制限額 ※受給者（生計中心者）の所得
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※所得額は総所得額から医療費控除などを差し引いた額です。

■支給月額

受給者（生計中心者）が所得制限額未満の方		
3歳未満	15,000円	一律
3歳以上 小学校修了前	10,000円	※第3子以降は15,000円
中学生	10,000円	一律
受給者（生計中心者）が所得制限額以上の方		
特例給付	5,000円	

国民年金保険料の納付方法について

☎ 千葉年金事務所 ☎ 043・242・6320

平成31年4月分～令和2年3月分までの国民年金の保険料は、月額16,410円です。保険料は、次の方法で納められます。

■金融機関・郵便局・コンビニの窓口での納付

日本年金機構から事前にお届けする納付書で納付

■口座振替・クレジットカードでの納付

お近くの年金事務所または金融機関の窓口で手続きが必要です（郵送による手続きも可能）。

■インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM・テレフォンバンキングでの電子納付

あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。※契約方法や対応の可否については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。